

令和5年度 第1回熊本市移動等円滑化推進協議会

- (1) バリアフリーマスタープラン概要について
- (2) まちあるきワークショップの結果について
- (3) パブリックコメントについて
- (4) バリアフリーマスタープラン策定について
- (5) 今後のスケジュールについて

都市建設局
移動円滑推進課

健康福祉局
健康福祉政策課

(0) はじめに

(0) はじめに

■移動等円滑化推進協議会における協議内容

令和3年度 第1回	● バリアフリーマスタープランの<u>全体構成</u>の共有 ● <u>基本理念、基本方針</u>等 ● 移動等円滑化促進<u>地区選定</u>の基本手順 ● <u>意見聴取</u>（アンケート調査等）の手法	R3.11.2
令和3年度 第2回	● <u>意見聴取結果</u>について（アンケート調査） ● バリアフリーマスタープランの<u>対象範囲</u>や<u>取組方針設定</u>の考え方 ● 今後の<u>機運醸成</u>（キャッチコピー等）について	R4.2.18
令和4年度 第1～3回	● バリアフリーマスタープランの <u>構成</u>	R4.8.30
	● まちあるきワークショップを踏まえた <u>取組方針の整理</u>	↓
	● <u>生活関連施設や経路の設定</u> ● <u>バリアフリーマップの作成</u>	R5.3.7
令和5年度 第1回	● <u>マスタープラン（素案）について</u> ● <u>パブリックコメントの実施について</u>	
	● <u>バリアフリーマスタープラン概要</u> について	本日
	● <u>パブリックコメント</u> について	
令和5年度 第2～3回	● <u>バリアフリーマスタープラン策定</u> について	
	● バリアフリー実施計画策定業務（素案）について	
	● 重点整備地区の設定について	
	● 特定事業の設定について 等	

(1) バリアフリーマスタープラン概要について

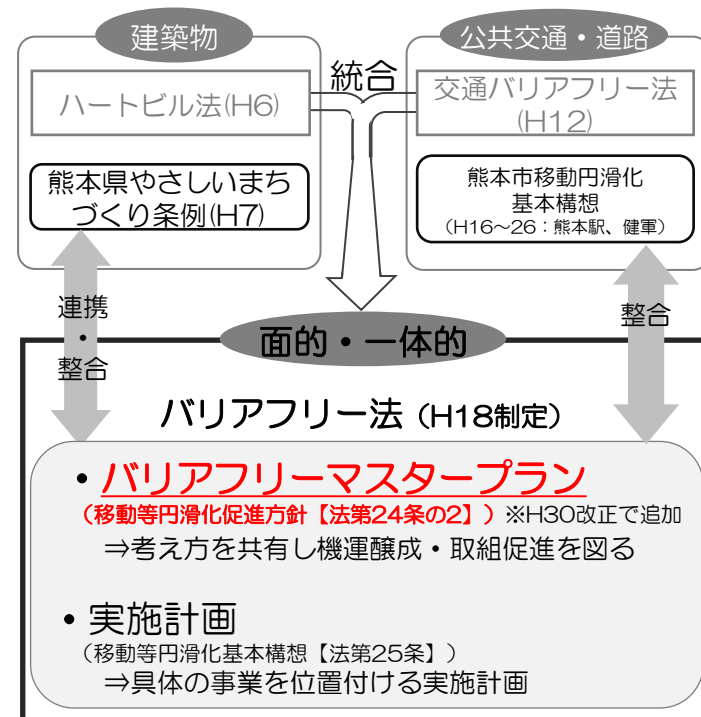
1. バリアフリーマスタープラン概要について

背景

- 本市では、これまで熊本県やさしいまちづくり条例や熊本市移動円滑化基本構想（旧交通バリアフリー法に基づくもの）に基づき、個々の施設毎にバリアフリー化を実施。
- 面的かつ一体的なバリアフリー化を目的に制定されたバリアフリー法の改正（H30）により「バリアフリーマスタープラン」の策定が努力義務化。
- 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けバリアフリー環境の形成が重要。
- コロナ禍等社会情勢の変化を踏まえ、全ての人々が相互に理解を深めるための「心のバリアフリー」等の促進が重要。

※心のバリアフリーとは

「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」



目的

- 面的・一体的なバリアフリー化の方針等を共有し、関係者間での機運醸成や具体的な取組促進を図る。
- 学識経験者、施設管理者及び住民等で構成する協議会を設置。関係団体と意見交換を行いながら検討を進める体制を構築し、継続した取組の推進を図る。

だれもが 移動しやすく 暮らしやすい 上質な生活都市の形成を図る。

1. バリアフリーマスタープラン概要について

- 今回策定するバリアフリーマスタープランでは、新たに移動等円滑化促進地区を設定し、面的・一体的なバリアフリー化の促進方針を設定。
- 令和5年度以降に策定予定の実施計画においては、重点整備地区を設定し、地区内における具体事業の内容を設定。



● バリアフリーマスタープラン

今回策定

地区	移動等円滑化促進地区の設定
概要	面的・一体的なバリアフリー化の促進方針
定める事項	■ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域 ■ 生活関連施設及び経路 ■ 心のバリアフリーに関すること ■ 移動等円滑化促進地区内における基本的な方針 → 中心市街地地区、水前寺・九品寺地区、健軍地区

● 実施計画

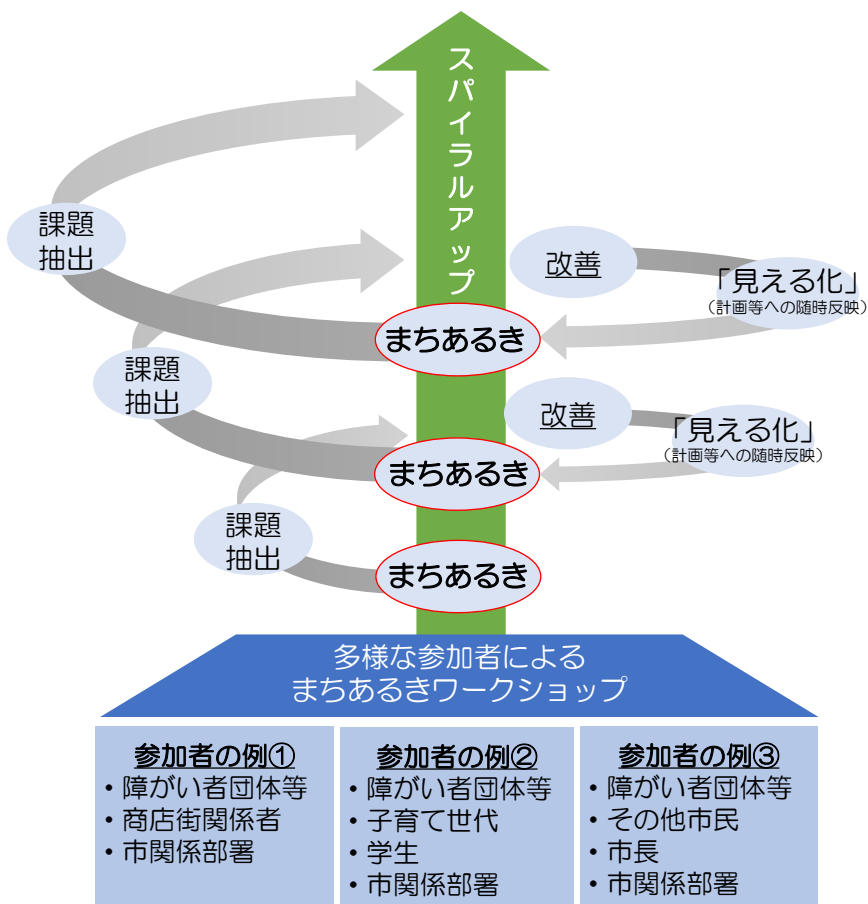
令和5年度以降

地区	重点整備地区の設定
概要	重点的・一体的にバリアフリー化を推進するための具体的な事業を位置づけた計画
定める事項	■ 重点整備地区の位置及び区域 ■ 生活関連施設及び経路 ■ バリアフリー推進のために実施すべき特定事業に関する事項 ■ 重点整備地区における基本的な方針

1. バリアフリーマスタープラン概要について

- まちあるきワークショップを継続実施し、施設や経路に関する問題点や改善状況について随時更新することで「見える化」し、成長する計画とする。

まちあるきワークショップの継続実施による バリアフリー化推進のイメージ



まちあるきワークショップの結果 (水前寺・九品寺地区の例)



1. バリアフリーマスタープラン概要について

- バリアフリー化に向けた具体的な取組を推進。
- 心のバリアフリー推進に向けて、新たに関係者の連携体制を構築。

具体取組の例①

● バリアフリーマップの作成

各施設のバリアフリー情報や、各施設を接続する経路に関する情報を集約したバリアフリーマップを作成（既存アプリベンダーへの施設・経路情報提供）により、誰もが自立した日常生活及び社会生活を送ることを効果的に支援する。



バリアフリーマップのイメージ

具体取組の例③

● バス停ベンチ等の設置推進

誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境をつくるため、**バス停等においてベンチ等の休憩施設の設置を官民連携して推進**する。



ベンチのイメージ

具体取組の例②

● 誰もが安全に移動できるアーケード環境の整備

視覚障害者誘導用ブロックの設置に関しては、許可車両進入時の安全性確保等の課題を抱えていることから、**商店街等と連携し課題解決に向けた検討**など、誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進。

さらには、グリーンスローモビリティの検討など新たな移動手段の創出も視野に入れ検討を推進。



下通の状況



グリーンスローモビリティ

具体取組の例④

● 商店街（事業者等）と連携した心のバリアフリー推進

「社内研修等への出前講座（障がい者・認知症サポーター制度等）の活用」、「まちあるきワークショップへの参加」や「心のバリアフリー認定制度の周知・認定勸奨」等により、商店街と連携した心のバリアフリーを推進する。



観光施設における心のバリアフリー認定制度（観光庁）

1. バリアフリーマスタープラン概要について

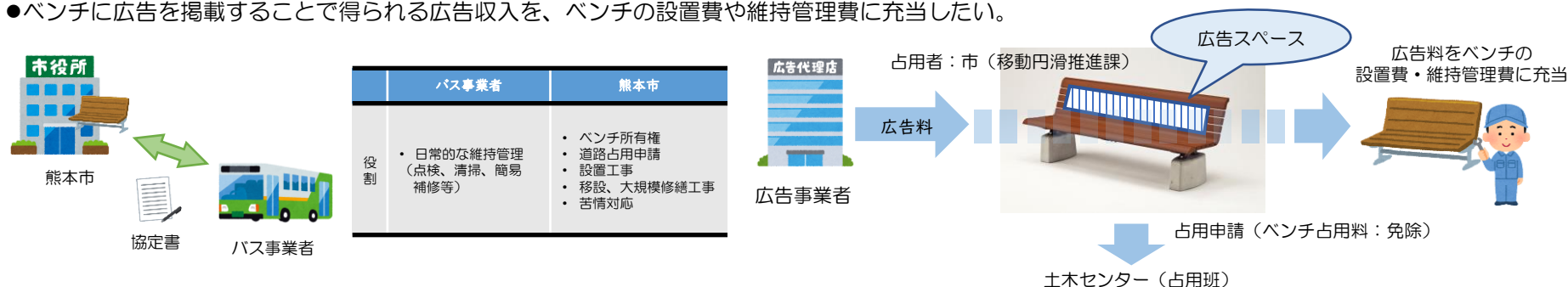
● バス停広告付きベンチ設置事業について

○目的

バス停にベンチを設置し、待合環境の改善を推進することで、誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境をつくるとともに、公共交通の利用促進を図る。

○事業の概要

- 熊本市がバス停にベンチを設置する。所有者は熊本市ではあるが主にバス利用者のためのベンチであるため、日常的な維持管理についてはバス事業者が行う。
- ベンチの構造については、埋め込み式や固定式もしくは据え置き式を設置予定。
- ベンチに広告を掲載することで得られる広告収入を、ベンチの設置費や維持管理費に充当したい。



○ベンチの設置計画について

ベンチの設置優先順位としては、まずは移動等円滑化促進地区内（バリアフリーマスタープランにおいて、バリアフリー化の優先的な促進を進める地区として中心市街地、水前寺・九品寺地区、健軍地区を位置付け）の314停留所から整備を進め、その後はその他の地区において、利用人数が50人以上/日となる294停留所での整備を進めたい。 ※いずれも道路占用基準を満たすもの。

一方、バスの待ち時間が長く、バスの本数が少ないバス停での設置ニーズもあるため、寄付制度等も今後検討予定。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
移動等円滑化促進地区	毎年100か所ずつ設置、令和7年度完了予定					
その他地区				毎年100か所ずつ設置、令和10年度完了予定		

○熊本市道路占用基準について

要綱第16条より、ベンチを歩道に設置する場合は、ベンチを設置した後、歩道の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が原則として2メートル以上確保できることとする。

○今年度のベンチ設置予定について

令和5年度よりベンチ設置業務委託として10,000千円（100か所/年×6年を想定）を実施予定。

1. バリアフリーマスタープラン概要について

誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化について

- 市全域においては、防災面・交通安全面・住環境面のバリアフリー化を推進。
- 居住誘導区域においては、公共交通のバリアフリー化を推進。
- 移動等円滑化促進地区においては、生活関連施設及び生活関連経路の優先的なバリアフリー化を推進。

市 全 域＝マスタープラン対象範囲

市民やあらゆる関係者が、理念や基本方針のもと、考え方を共有し、自立と共生のまちづくりに向けバリアフリー化を促進。

基本理念 基本方針



市域共通の取組方針

防災面・交通安全面・住環境面におけるバリアフリー化など

居住誘導区域（都市機能誘導区域＋公共交通沿線）

多くの方が日常的に訪れる地域拠点や、それらを結ぶ利便性の高い公共交通沿線においては、多核連携都市づくりの基幹である公共交通面でのバリアフリー化が重要。

居住誘導区域共通の取組方針

公共交通面におけるバリアフリー化

移動等円滑化促進地区

⇐今回設定

地区特性やアンケート結果等から、多くの方が利用する施設が集積し市民ニーズも高く、取組による効果が特に高い。

地区特性を踏まえた取組事項

地域特性、生活関連施設・経路、取組方針、法定の届出に関する事項等

重点整備地区

⇐令和5年度以降設定

実施計画において重点整備地区を設定し具体事業の位置付けを行うことで、重点的なバリアフリー化を推進。

具体事業の位置付け

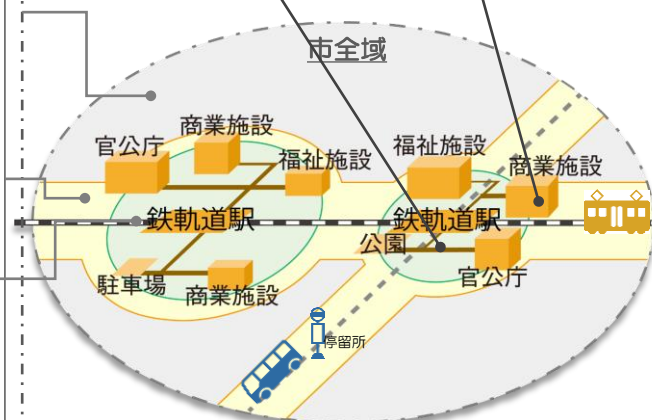
公共交通・道路・建築物等に関する特定事業

《生活関連施設》

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他施設。

《生活関連経路》

生活関連施設相互間の経路。



1. バリアフリーマスタープラン概要について

地区設定の考え方

熊本市立地適正化計画を踏まえ、概ね都市機能誘導区域の中で以下の条件を勘案して移動等円滑化促進地区を設定する。

①地区の特性

- ・障がい者・高齢者等の人口
- ・旅客施設の乗降客数
- ・生活関連施設候補数
- ・特定道路の有無

②市民アンケート調査

- ・よく利用される地区・施設

③協議会でのご意見

- ・協議会での移動等円滑化促進地区選定に関するご意見

【生活関連経路設定の考え方】

①各地区の起点となる「旅客施設」からのアクセス動線に配慮し、「旅客施設」と「旅客施設以外の生活関連施設」を結ぶ経路。

②各地区内の回遊性、ネットワークに配慮し、生活関連施設間を結ぶ経路。

生活関連施設の設定の考え方

熊本市バリアフリーマスタープラン 【生活関連施設 設定の考え方】

区分	種類	対象規模の目安	施設の例
官公庁	市役所・区役所	全施設	・市庁舎 ・くまもと森都心プラザ ・小中高大学校
	郵便局、銀行		
	警察署（交番含む）、裁判所		
	まちづくりセンター、コミセン等		
教育・文化施設	図書館	全施設	
	市民ホール、文化ホール		
	学校（小・中・高等学校）、特別支援学校等		
	博物館・美術館・音楽館、資料館		
保健・医療・福祉施設	病院・診療所	延床面積1,000㎡以上	・福田病院 ・熊本県総合保健センター
	総合福祉施設、老人・障がい者福祉施設等		
商業施設	大規模小売店舗等	延床面積1,000㎡以上	・鶴屋 ・城彩苑
	複合施設 等	延床面積合計1,000㎡以上	・イオン熊本中央店
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	延床面積2,000㎡以上	・ホテルメルパルク
公園・運動施設	公園	都市公園（街区公園を除く）	・熊本城 ・水前寺成趣園
	体育館・武道館その他屋内施設		
その他施設	結婚式場、葬祭場冠婚葬祭に関わる施設	延床面積2,000㎡以上	・バースト24 ・通町筋バス停
	観光施設	全施設	
	特定路外駐車場	面積500㎡以上	
	バス停	平均乗降客数100名以上/日	
旅客施設	旅客施設（鉄道駅、鉄軌道駅、バスターミナル）	平均乗降客数100名以上/日	・熊本駅 ・桜町バスターミナル

※対象規模の目安のほか、各関係者等からのご意見を踏まえ適宜生活関連施設として位置づけ

1. バリアフリーマスタープラン概要について

- 優先的にバリアフリー化を推進する移動等円滑化促進地区として、「中心市街地地区（熊本駅周辺、通町筋・桜町周辺）」、「水前寺・九品寺地区」、「健軍地区」を位置づけ、各地区で生活関連施設・生活関連経路を設定。

■中心市街地地区

- ・生活関連施設・生活関連経路においてハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を推進。
- ・アーケード内において、誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進。
- ・熊本市中心部や熊本城等の観光地周辺において、案内充実によるさらなる賑わい創出と回遊性向上を目指す。
- ・商店街と連携し、心のバリアフリーを推進。

※生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他施設

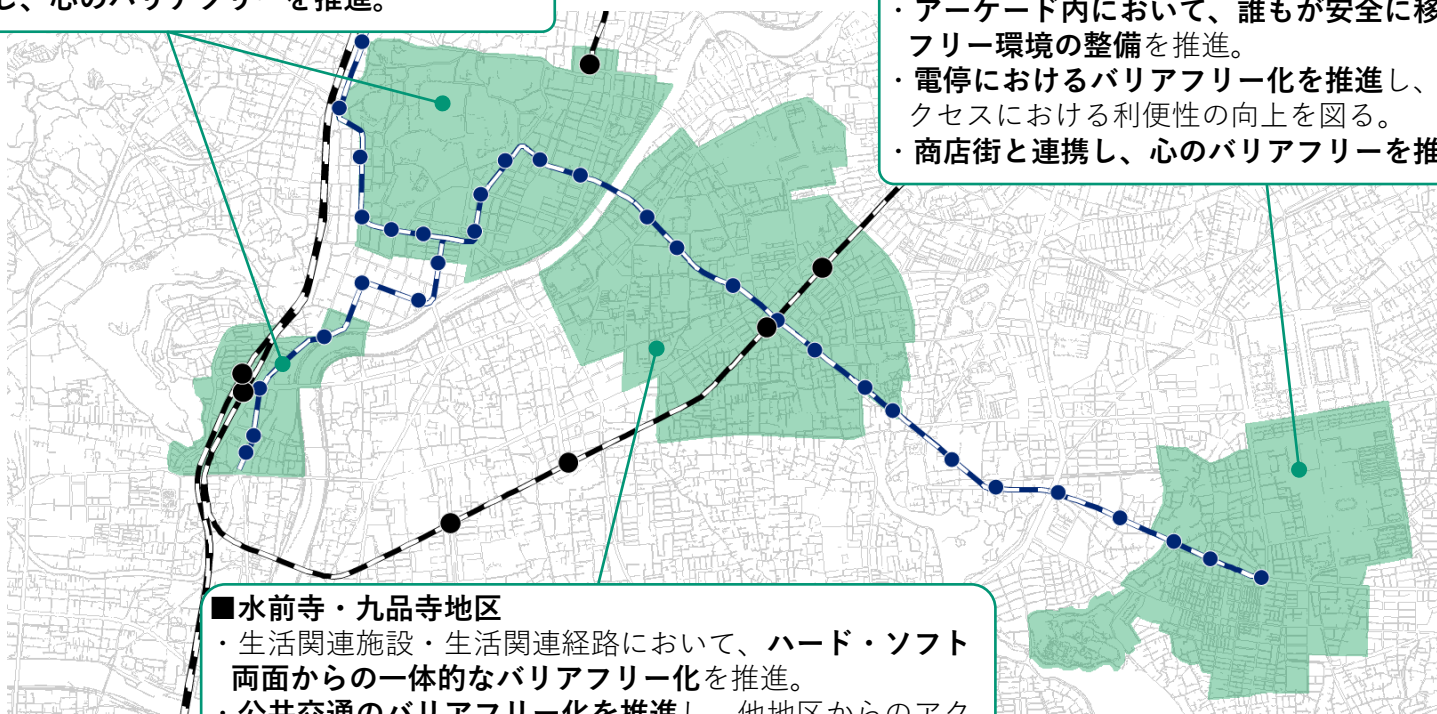
※生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

■健軍地区

- ・生活関連施設・生活関連経路において、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を推進。
- ・アーケード内において、誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進。
- ・電停におけるバリアフリー化を推進し、他地区からのアクセスにおける利便性の向上を図る。
- ・商店街と連携し、心のバリアフリーを推進。

■水前寺・九品寺地区

- ・生活関連施設・生活関連経路において、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を推進。
- ・公共交通のバリアフリー化を推進し、他地区からのアクセスにおける利便性を向上。
- ・水前寺成趣園等の観光地周辺において、わかりやすい案内を行い、回遊性の向上を図る。



1. バリアフリーマスタープラン概要について

心のバリアフリーの必要性

誰もが安心して日常生活や社会生活を送るためには、施設や設備のバリアフリー化をはじめとするハード面の整備のみならず、私たちの心や生活に存在するバリア（障壁）を取り除くための「心のバリアフリー」が不可欠。

バリアを取り除くためには、相互にコミュニケーションを取ることを通じて、どのような困りごと（バリア）が生活の中で生じているのか、そのとき周囲の人はどのように行動すべきなのかといったことを知り、お互いの理解を深め、共感し、バリアを誰もが自分事として捉える必要がある。

「障害の社会モデル」をふまえながら、ひとりひとりが「心のバリアフリー」の必要性を理解するとともに、バリアを解消していくための具体的な行動を起こし、共生社会の実現に向けて社会の側を変容していく必要がある。

【心のバリアフリーを体現するためのポイント】 （ユニバーサルデザイン2020行動計画）

1. 障がいのある人への社会的障壁（利用しにくい施設・設備、観念等）を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を養うこと。

1. バリアフリーマスタープラン概要について

心のバリアフリーの推進

【取組方針】

心のバリアフリーの概念や必要性が広く浸透するよう、啓発事業等の取組をさらに推進。
推進にあたっては、市民、事業者等全ての方が心のバリアフリーについて理解していただけるよう取り組むこととし、とりわけ、幼少期から心のバリアフリーの概念に触れることが重要と考えられることから、小中学校等での教育に心のバリアフリーに関する学習等をこれまで以上に取り入れる。

【取組の例】※赤字は新規取組

○学校における心のバリアフリーに関する学習等

教育委員会との新たな取組、総合的な学習の時間等での出前講座（障がい者・認知症サポーター制度等）の活用、手話の理解促進と普及に向けた機会の創出・パンフレットの配布 等

○商店街ほか事業者（施設設置管理者）等に対する啓発等

社内研修等での出前講座（障がい者・認知症サポーター制度等）の活用、障がい者サポート企業・団体認定制度の周知、観光施設における心のバリアフリー認定制度（観光庁制度）の周知・認定勧奨 等

○その他

市政だよりほか広報媒体を通じた啓発、市職員研修、地域・学校・事業者（施設設置管理者）・行政参加によるまちあるきワークショップ（疑似体験含む）、バリアフリーマップの作成 等



障がい者サポーター研修・出前講座の様子

(2) まちあるきワークショップの結果について

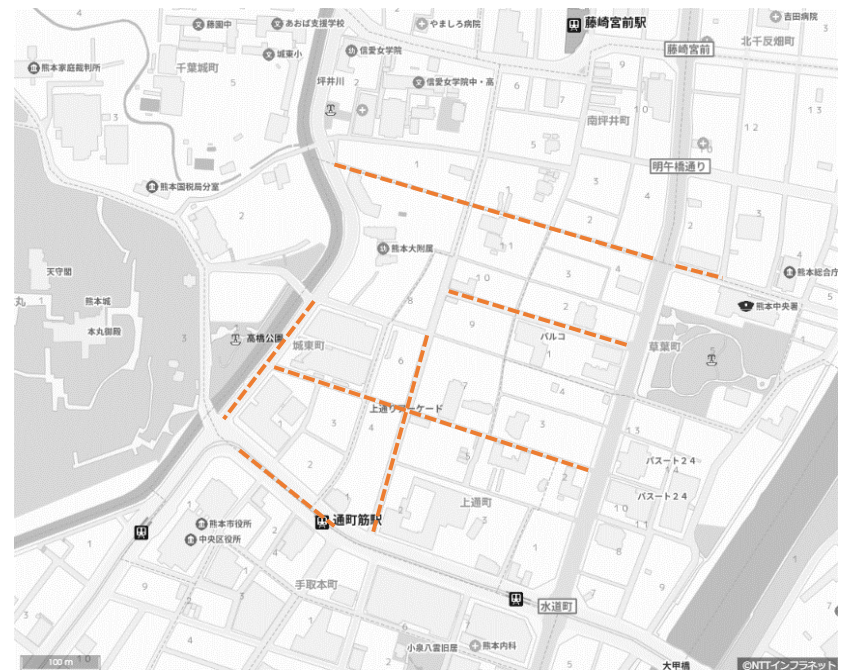
2. まちあるきワークショップの結果について

■まちあるきワークショップの実施概要

- 概 要：心のバリアフリーの推進に向けたワークショップの実施。
事務局にて、事前に点検ルートを設定し、当事者に確認いただくとともに車椅子疑似体験を実施。
- 日 時：令和5年3月18日（土）
- 参加者：子育て世代、車いす利用者、道路管理者等

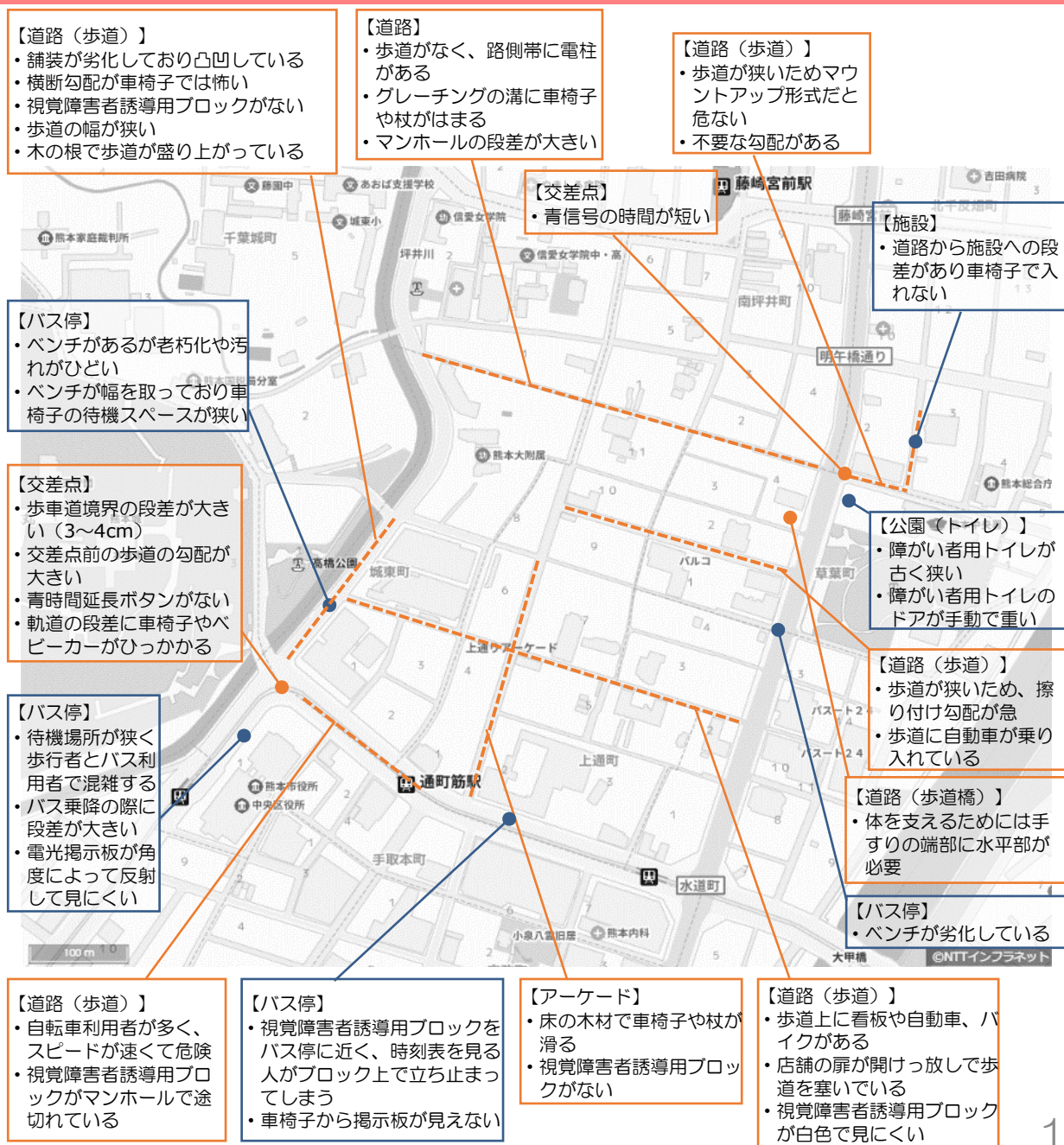
班構成	主な検証箇所
子育て世代 車椅子 疑似体験 （3班）	・アーケード ・バス停 ・周辺道路の歩道等 ・交差点

【点検ルート】



2. まちあるきワークショップの結果について

● 令和5年3月18日でのまちあるきワークショップ実施結果と課題一覧



2. まちあるきワークショップの結果について

- 令和5年3月18日でのまちあるきワークショップ実施結果と課題



2. まちあるきワークショップの結果について

- 令和5年3月18日でのまちあるきワークショップ実施結果と課題



熊本市長 大西一史 @K_Onishi · 10時間

昨日のまち歩きでの車椅子体験で県総合福祉センターの前の僅かな段差が登れないんです。何度やってもダメ。障害者団体の入る福祉センターの前ですよ🙇 同行した担当局長も改善の為関係者と協議すると。ほんのちよつとがとてつもないバリアになるのですね。自分の目線は自分の事しか見てなかったと反省🙇



④熊本市総合福祉センター前段差

💬 43

🔄 702

❤️ 3,662

📊 25.6万



(3) パブリックコメントについて

(3) パブリックコメントとは

- パブリックコメントとは、市の計画等の政策立案の過程において、決定前の素案の段階から公表し、その素案に対する市民の多様な意見等を募集し、提出された意見を可能な限りその計画等に反映させていく一連の手続きのこと。
- 本市では、市内の面的・一体的なバリアフリー化の促進方針を設定することを目的として、熊本市バリアフリーマスタープランを策定することとしており、その素案を作成したため、この熊本市バリアフリーマスタープラン（素案）について、市民の皆様からのご意見を募集しました。
- 具体的な意見募集方法として、熊本市ホームページに資料を掲載するとともに、まちづくりセンターや各地域コミュニティセンターでも閲覧できるようにし、電子メールや郵送等によるご意見を募りました。

(3) パブリックコメント結果について

●意見募集期間 令和5年3月17日～令和5年4月17日

●ご意見の提出状況 人数 2名 件数 17件

●提出されたご意見と、それに対する本市の考え方

【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 7件

【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 0件

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 2件

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの 6件

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 0件

【対応6（その他）】

素案には盛り込めないが、意見として伺ったもの 2件

（４）バリアフリーマスタープラン策定について

(4) バリアフリーマスタープラン策定について

■ 前回協議会以降変更した内容（詳細は別紙参照）

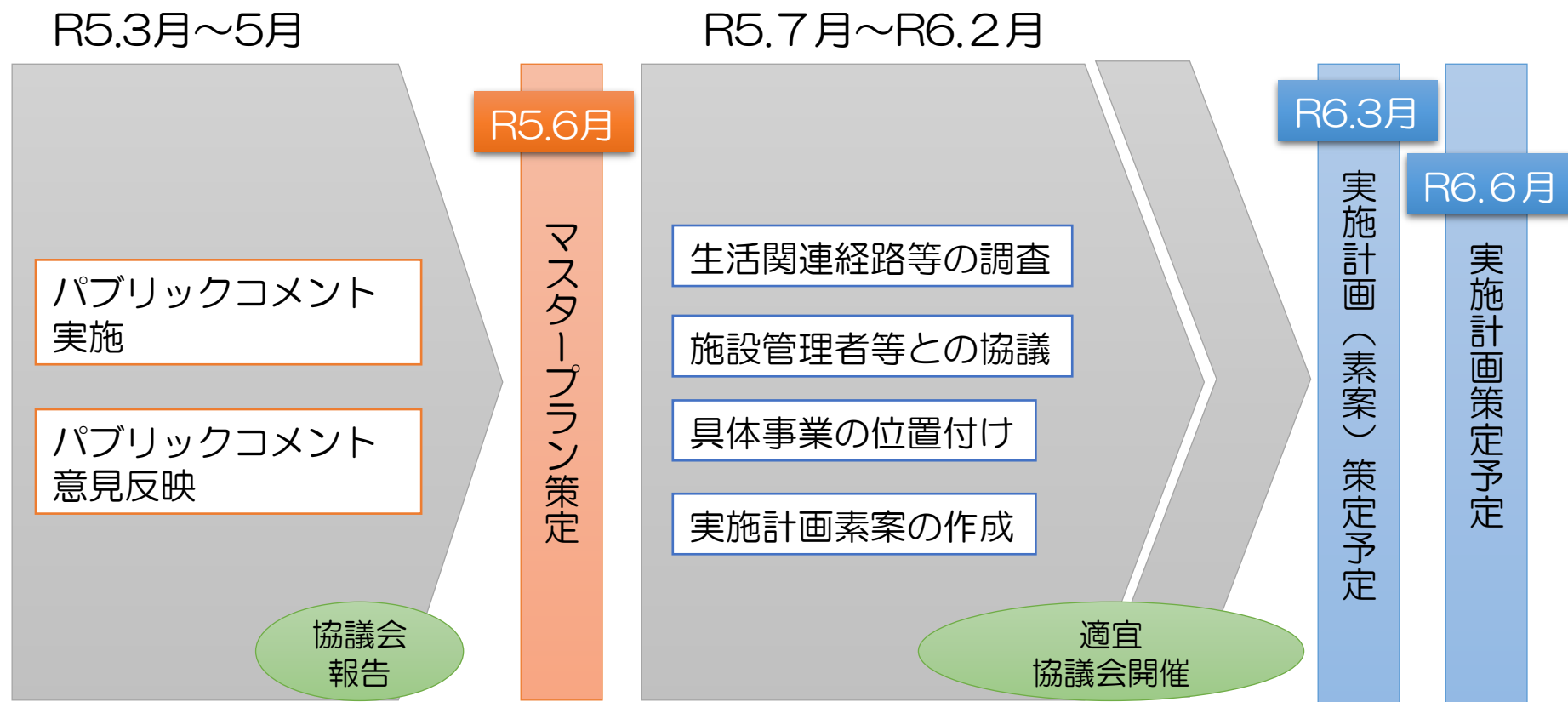
変更箇所	変更内容
第3章 ▶素案P.32	バリアフリーに関する課題において、 <u>「仮設住宅」</u> に関する項目を追記
第4章 ▶素案P.34	バリアフリー化の基本的な考え方において、 <u>「キャッチコピー」</u> に関する項目を追記
第5章 ▶素案P.37	バリアフリー化に向けた取組方針において、 <u>「交通安全面」</u> を <u>「移動の円滑・安全面」</u> に修正
第5章 ▶素案P.43	建築物のバリアフリー方針において、 <u>「バリアフリースイレ」</u> に関する記述を追記
第5章 ▶素案P.45	都市公園のバリアフリー方針において、 <u>「バリアフリースイレ」</u> に関する記述を追記
第6章 ▶素案P.63	生活関連施設の設定において、 <u>「バリアフリーを必要とする多様な来訪者が多い施設」</u> に記述を修正
第7章 ▶素案P.80	心のバリアフリーに関する取組について、 <u>「障がい者等」</u> の説明文の記述を修正
第7章 ▶素案P.82、83	心のバリアフリーに関する本市の取り組みについて、 <u>組織名の変更に伴う修正</u>
第7章 ▶素案P.88	心のバリアフリーに関する民間事業者（施設設置管理者）等の取組であるユニバーサルツーリズムの推進について、 <u>写真を追加</u>
第8章 ▶素案P.90	マスタープランの推進について、 <u>「協議会や住民参加」</u> の具体例を追記

(5) 今後のスケジュールについて

(5) 今後のスケジュールについて

■マスタープラン及び実施計画策定に関する今後の進め方

- 令和5年3月からパブリックコメント開始し、4月に完了。いただいた意見を踏まえ令和5年6月マスタープラン策定。
- その後、令和5年度中の実施計画策定を目指し施設及び経路に関する調査を踏まえ本協議会や施設管理者等の関係者と協議を進める。



マスタープラン策定後も継続して「まちあるきワークショップ」を実施